

社会福祉法人の認可について（改正）

平成9年12月11日改正

厚生省社会局長、児童局長

改正 昭和40年1月19日 社 発第27号
同 42年7月17日 社 庶第191号
同 51年2月26日 同 第17号
同 52年12月12日 同 第158号
同 53年3月25日 同 第33号
同 54年5月16日 同 第55号
同 59年3月30日 同 第33号
同 62年2月4日 同 第22号
平成3年3月30日 同 第96号
同 5年8月30日 社援企第118号
同 6年3月31日 同 第48号
同 8年3月29日 同 第60号
同 9年3月28日 同 第68号
同 9年6月19日 同 第107号
同 9年12月11日 同 第218号

標記については、既に度々その方針を示してきたところであるが、今般その一部を改めるとともに、関係通知を整理し、「社会福祉法人取扱要領」及び「社会福祉法人定款準則」を別紙1及び別紙2のとおり定めたので御了知の上、今後社会福祉法人の指導について遺憾のないようされたく通知する。

なお、これに伴い、従来のお知らせを次のように改廃する。

- 1 昭和26年12月11日社乙発第174号厚生省社会局長、児童局長通知「社会福祉法人の認可について」及び昭和29年2月22日社発第122号厚生省社会局長児童局長通知「社会福祉法人の残余財産の帰属者に

ついて」は廃止すること。

- 2 昭和27年2月5日社乙発第一四号厚生省社会局長児童局長通知「社会福祉法人設立並びに組織変更認可申請について」別添（2）を削ること。
- 3 昭和27年12月2日社乙発第162号厚生省社会局長児童局長通知「社会福祉法人の提出する書類の取扱等について」の5を削ること。

別紙1 社会福祉法人審査基準

第1 社会福祉法人の行う事業

社会福祉法人（以下「法人」という。）は社会福祉事業法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）にいう社会福祉事業を行うほか、必要に応じ公益事業又は収益事業を行うことができるが、各事業は、次のようなものでなければならないこと。

1 社会福祉事業

- （1）当該法人の事業のうち主たる地位を占めるものであること。
- （2）社会福祉事業の経営は、法第3条及び第3条の2の趣旨を尊重し、法第5条の事業経営の準則に合致するものであること。
- （3）社会福祉事業は、法令に基づく施設の最低基準その他の要件を満たしているものであること。
- （4）社会福祉事業に必要な財源の大半を収益事業に求めるような計画の下に行われるものであ

てはならないこと。

(5) 法第2条第3項第5号に規定する「生計困難者のために、無料又は低額な料金で診療を行う事業」は、社会情勢等の変化に伴い、必要性が薄らいでいるので、新規に行うものについては抑制を図るものであること。

また、既に設立されている法人がこの事業を行っている場合についても、当該事業の規模を拡充することは地域の実情等を踏まえ、基本的に抑制を図ることとするものであること。

なお、昭和49年10月31日社庶第180号社会局長・児童家庭局長連名通知「社会福祉事業法第2条第3項に規定する生計困難者のために無料又は低額な料金で診療を行う事業について」に基づいて無料又は低額な料金で診療を行う事業を経営する法人については、同通知に定める基準を厳格に遵守することを求めるとともに、この事業を継続することが困難であると認められる法人については、他の法人への切換えを指導すること。

(6) 第二種社会福祉事業である相談に応ずる事業のみをもって法人の設立を認めることは、公的相談機関の整備充実の状況を考慮しつつ、財政基盤事業従事者の資質、事業実績等を十分に審査し慎重に取り扱うものとする。

(7) 第二種社会福祉事業である社会福祉事業の連絡を行う事業のみをもって法人の設立を認めることは、社会福祉協議会制度の趣旨及び全国的普及の状況等を考慮して、慎重に取り扱うものとする。

2 公益事業

(1) 公益を目的とする事業であって、社会福祉事業以外の事業であること。

(2) 当該法人の行う社会福祉事業の純粋性を損うおそれのないものであること。

(3) 当該事業を行うことにより、当該法人の行う社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれのないものであること。

(4) 当該事業は、当該法人の行う社会福祉事業に対し従たる地位にあることが必要であること。

(5) 社会通念上は公益性が認められるものであっても社会福祉と全く関係のないものを行うこと

は認められないこと。

(6) 公益事業において収益を生じたときは、当該法人が行う社会福祉事業又は公益事業に充てること。

3 収益事業

(1) 法人が行う社会福祉事業の財源に充てるため、一定の計画の下に収益を得ることを目的として反復継続して行われる行為であって、社会通念上事業と認められる程度のものであること。

(2) 事業の種類については、特別の制限はないが、法人の社会的信用を傷つけるおそれがあるもの又は投機的なものは適当でないこと。なお、法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第13号にいう収益事業の範囲に含まれない事業であっても、法人の定款上は収益事業として扱う場合もあること。

(3) 当該事業から生じた収益は、当該法人が行う社会福祉事業の経営に充当すること。

(4) 当該事業から生じた収益を、物件を取得するための借入金の償還財源として予定する場合は当該借入金の償還が収益事業を行うことの主たる目的ではないこと。

(5) 当該事業を行うことにより、当該法人の行う社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれのないものであること。

(6) 当該事業は、当該法人の行う社会福祉事業に対し従たる地位にあることが必要であり、社会福祉事業を超える規模の収益事業を行うことは認められないこと。

(7) 当該事業を行う上に必要な資産は、社会福祉事業及び公益事業の用に供する資産と明確に分離できるものでなければならず、また、当該事業に係る借入金は、概ね収益事業用財産の2分の1を超えない範囲内でなければならないこと。

(8) 母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に基づく資金の貸付を受けて行う収益事業については、(3)及び(7)は適用されないものであること。

第2 法人の資産

1 資産の所有等

法人は、社会福祉事業を行うために直接必要なすべての物件について所有権を有していること又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていること、又は都市部等土地の取得が極めて困難な地域においては、不動産の一部に限り国若しくは地方公共団体以外の者から貸与を受けていることとして差し支えないこと。なお、国又は地方公共団体以外の者から貸与を受けている場合は事業の存続に必要な期間の地上権又は貸借権を設定し、これを登記しなければならないこと。

2 資産の区分

法人の資産の区分は、基本財産、運用財産、公益事業用財産（公益事業を行う場合に限る。）及び収益事業用財産（収益事業を行う場合に限る。）とすること。

(1) 基本財産

ア 基本財産は、法人存立の基礎となるものであるから、これを処分し又は担保に供する場合には、法第28条の2に規定する所轄庁の承認を受けなければならない旨を定款に明記すること。

イ 社会福祉施設を経営する法人にあつてはすべての施設についてその施設の用に供する不動産は基本財産としなければならないこと。ただしすべての社会福祉施設の用に供する不動産が国又は地方公共団体から貸与又は使用許可を受けているものである場合にあっては、100万円以上に相当する資産（現金、預金、確実な有価証券又は不動産に限る。以下同じ。）を基本財産として有していなければならないこと。

ウ 社会福祉施設を経営しない法人（社会福祉協議会及び共同募金会を除く。）は、一般に設立後の収入に安定性を欠くおそれがあり、設立時において事業継続を可能とする財政基盤を有することが必要であるため、原則として1億円以上の資産を基本財産として有してい

なければならないこと。ただし委託費等で事業継続に必要な収入が安定的に見込める場合については、当該法人の基本財産は当該法人の安定的運営が図られるものとして所轄庁が認める額の資産とすることができること。

エ 社会福祉協議会（社会福祉施設を経営するものを除く。）及び共同募金会にあつては、300万円以上に相当する資産を基本財産として有しなければならないこと。ただし、市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会（以下「市区町村社会福祉協議会」と総称する。）にあつては、300万円と10円に当該市町村又は当該区の人口を乗じて得た額（100万円以下のときは100万円とする。）とのいずれか少ない方の額以上に相当する資産で差し支えないこと。

オ イ、ウ及びエ以外の財産であっても法人が重要と認める財産は基本財産として差し支えないこと。

(2) 運用財産

ア 基本財産、公益事業用財産及び収益事業用財産以外の財産は、すべて運用財産であること。

イ 運用財産の処分等に特別の制限はないが社会福祉事業の存続要件となるものは、みだりに処分しないよう留意すること。

(3) 公益事業用財産及び収益事業用財産

公益事業及び収益事業の用に供する財産は他の財産と明確に分離して管理すること。

3 資産の管理

資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管することとし、その旨を定款に明記すること。

4 残余財産の帰属

解散した場合の残余財産の帰属すべき者を定款で定める場合には、その帰属者は、法人に限ることが望ましいこと。なお、定款で帰属者を定めない場合には、残余財産は国庫に帰属するものであること。

第3 法人の組織運営

1 役員

- (1) 関係行政庁の職員が法人の役員となることは法第5条に規定する公私分離の原則に照らし適当でないので、差し控えること。ただし、社会福祉協議会にあっては、役員の総数の5分の1の範囲内で関係行政庁の職員が、その役員となっても差し支えないこと。
- (2) 実際に法人運営に参画できない者を役員として名目的に選任することは適当でないこと。
- (3) 地方公共団体の長等特定の公職にある者が慣例的に、理事長に就任したり、役員として参加したりすることは適当でないこと。

2 理事

- (1) 理事は、社会福祉事業について熱意と理解を有し、かつ、実際に法人運営の職責を果たし得る者であること。
また、責任体制を明確にするため、理事の中から理事長を選出し、原則として理事長にのみ代表権を与えること。
- (2) 理事の定数は6人以上とすること。
ただし、老人福祉及び障害福祉に係る入所施設を運営する法人であって評議員会を設置しないものには、10人以上とすること。
また、理事会において実質的な審議がなされるよう、理事の定数は概ね15人以内であることが望ましいこと。
- (3) 各理事と親族等の特殊の関係のある者（租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第25条の16第3項第1号に規定する親族等をいう。以下同じ。）が、関係法令・通知に定める制限数を超えて選任されてはならないこと。
- (4) 当該法人に係る社会福祉施設の整備又は運営と密接に関連する業務を行う者が理事の過半数を占めることは適当でないこと。
- (5) 老人福祉及び障害福祉に係る入所施設を運営する法人にあっては、理事の2分の1以上が社会福祉事業について知識経験を有する者及び地域の福祉関係者であることとし、その他の法人

にあっては、理事の4分の1以上が社会福祉事業について知識経験を有する者及び地域の福祉関係者であること。

- (6) 社会福祉事業の経営は、地域との連携が必要なことから理事には地域の代表を加えること。
- (7) 社会福祉施設を運営する法人にあっては施設経営の実態を法人運営に反映させるため、原則として1人以上の施設長が理事として参加すること。
ただし、施設長等施設の職員である理事が理事総数の3分の1を超えることは適当でないこと。
- (8) 社会福祉協議会にあっては、地域福祉活動の展開に当たり社会福祉施設等との連携を十分に図っていく必要があることから、その単位とする地方公共団体又は区（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の20に規定する区をいう以下同じ。）の区域において社会福祉事業を運営する団体の役職員を理事として加えること。

3 監事

- (1) 監事は、当該法人の理事、評議員及び職員又はこれらに類する他の職務を兼任することはできないこと。
- (2) 監事のうち1人は、法人の財産状況等の監査を行うものであるから法第42条に規定する財務諸表等を監査し得る者でなければならないこと。また、監事は毎年定期的に監査を行い、監査報告書を作成し、理事会、評議員会及び所轄庁に報告し、法人において保存すること。
なお、財産状況等の監査に関しては定期的な監査の実施及び監査報告書の作成に当たり監査法人への委託等外部監査の活用も適当であること。
- (3) 監事のうち1人は社会福祉事業について知識経験を有する者又は地域の福祉関係者であること。
- (4) 監事は、他の役員と親族等の特殊の関係がある者であってはならないこと。
- (5) 監事は、当該法人に係る社会福祉施設の整備又は運営と密接に関連する業務を行う者であってはならないこと。

4 評議員会

(1) 法人においては、評議員会を置くこと。

ただし、次の事業のみを行う法人については、この限りではない。

ア 援護の実施機関が要援護者を入所させる等の措置をとる社会福祉施設を経営する事業（老人福祉及び障害福祉に係る入所施設を経営する法人であって、理事の定数が10人未満であるものを除く。）

イ 居宅介護等事業、デイサービス事業及び短期入所事業

(2) 評議員会を設置した場合には、これを議決機関とし、法人の業務の決定に当たり重要な事項について、理事会での決定に先立ち評議員会の同意を得ることが必要であること。

ただし、(1)のイ及びイイに掲げる事業のみを行う法人については、この限りでない。

(3) 評議員会を設ける場合にあっては、評議員の定数は法第40条第2項により理事の定数の2倍以下であってはならないこととなっているので、留意すること。

(4) 評議員会を議決機関とした場合の評議員の定数は、実質的な審議がなされるよう概ね40名以内にとどめること。なお、この場合には、役員を選任は評議員会において行うことが適当であること。

(5) 理事会及び評議員会以外の機関は議決機関とすることができないこと。

(6) 当該法人に係る社会福祉施設の整備又は運営と密接に関連する業務を行う者が評議員の過半数を占めることは適当でないこと。

(7) 社会福祉事業の経営は地域との連携が必要なことから、評議員には地域の代表を加えること。また、利用者の立場に立った事業経営を図る観点から、利用者の家族の代表が加わることが望ましいこと。

(8) 社会福祉協議会にあっては、地域福祉活動の展開に当たり社会福祉施設等との連携を十分に図っていく必要があることから、その単位とする地方公共団体又は区の区域において社会福祉事業を経営する団体の役職員を評議員として加えること。

(9) 社会福祉協議会等社会的性格を有する法人にあっては、法人の業務の決定に当たり重要な事項について、理事会の議決を経た後に評議員会に付議することとしても差し支えないこと。

5 その他

(1) 役員の定数は、確定数とすること。

(2) 理事及び監事については、法律上はその定数の3分の1までは欠員が認められているが、法人の運営上からは、1名でも欠員が生じた場合にはできる限り速やかに補充を行うことが望ましいこと。

(3) 役員の任期は、法第34条第2項により2年を超えることはできない。この趣旨から、定款に「役員は、その任期満了の後でも、後任者が選任されるまでは、なおその職務を行う。」という規定を設けることは適当でないこと。

(4) 職員については、理事長が任免することとして差し支えないが、事業の成否に係のある施設長等は、理事会の議決を経て、理事長が任免することが適当であること。

(5) 法人の業務及び財務等に関する情報については、法人の広報を活用するなどにより自主的に開示すること。

第4 法人の認可申請等の手続

1 所轄庁

(1) 法人の行う事業が2以上の都道府県の区域にわたるか否かは次の基準により判断すること。
ア 基本的な考え方としては、施設経営を行う事業の場合、当該施設の所在地が2以上の都道府県にわたるか否かで判断する。それ以外の各種相談事業等についても、これに準じ、当該事業に係る事業所の所在地で判断すること。

イ 法第2条第3項第7号に定める連絡又は助成事業については、各社会福祉事業に関し、連絡又は助成を行うものであるという事業の性格に鑑み、当該「連絡」又は「助成」の趣旨、目的、範囲等により判断すること。（例えば、各都道府県で行われている社会福祉事業

を全国的に連絡する事業の場合は事業範囲は全国にわたるものであること。）

ウ 法人本部と当該法人が経営する社会福祉施設が異なる都道府県にわたる場合は、厚生大臣が所轄庁となるものであること。

エ 公益事業及び収益事業についても基本的にはア、イ及びウと同様に扱うものとする

(2) 都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長が所轄庁となっている法人が、他の都道府県の区域にわたる事業を開始しようとして定款変更の認可を受けようとするときは都道府県知事を経由して厚生大臣に申請させること。

(3) 法人の事務所の所在地の変更に伴う定款変更の届出は、変更後の事務所の所在地の都道府県知事に対し行わせること。

ただし、事務所の所在地の変更に伴い所轄庁が厚生大臣になる場合は、変更後の事務所の所在地の都道府県知事を経由して届出を行わせること。

(4) 法人の行う事業が指定都市又は中核市の区域にとどまるものか否かについても、(1)に準じて判断すること。

ただし、都道府県知事が設置する社会福祉事業団（昭和46年7月16日社第121号厚生省社会局長児童家庭局長通知「社会福祉事業団の設立及び運営の基準について」に規定する社会福祉事業団をいう。以下同じ。）については、これにかかわらず、都道府県知事が所轄庁となること。

2 法人の認可審査の手続

都道府県、指定都市及び中核市（以下「都道府県市」という。）における法人の設立認可の審査に当たっては、法人認可担当、施設整備担当以外の関係各課、各部局を加えた庁内審査会を設置する等内部牽制を確保した合議制により厳格に行われたいこと。この際、施設整備の必要性と独立した判断が確保されるよう留意されたいこと。なお、所轄庁が厚生大臣である法人の設立認可に対する都道府県知事の副中書の作成に当たっても、同様の審査を行われたいこと。

3 その他

(1) 補助金又は社会福祉・医療事業団の融資を受けて社会福祉施設を設置する場合の法人の設立認可の審査は、当該補助金及び融資の審査と相互に連携を図り、行うものであること。なお、法人の設立は、当該補助金の交付が確実に終わった後でなければ認められないこと。また、当該施設の認可又は設置の届出は、当該法人が設立した後でなければ行うことができないこと。

(2) 設立代表者又は法人代表者への就任を予定している者が既に別の法人の代表者である場合には、既存法人における組織運営、事業運営、資金計画の履行状況等を確認し、異なる事業主体を設立する必要性が認められるものであること。

第5 その他

(1) 定款変更認可及び社会福祉法人定款準則第13条による基本財産の処分又は担保提供の承認は、事業を開始したり、資金の借入れが決定した後、に形式的に行われることが多いので、かかることのないよう、計画が固まった段階で、事前にこれらの承認を行うようにすること。

(2) 厚生大臣が所轄庁である法人に係る社会福祉法人定款準則第13条による基本財産の処分又は担保提供の承認の申請は、当該法人の主たる事務所の所在地の都道府県知事を経由して行うよう指導すること。なお、これらの申請書の進達に当たっては、必要な調査をなし、意見を付すよう配慮願いたいこと。

(3) 法施行規則第6条の規定による現況報告書については、所定の期間内に提出するよう指導すること。なお、厚生大臣が所轄庁である法人に係る現況報告書の進達に当たっては、大臣官房障害保健福祉部所管、社会・援護局所管、老人保健福祉局所管又は児童家庭局所管に区分の上、現況報告書のみを進達するものとし、添付書類については、各都道府県市主管部局において二年間保存するよう配慮願いたいこと。

(4) 前号の現況報告書の記載事項のうち、法人の役員の氏名については、厚生大臣が所轄庁である法人を含め、各都道府県市において閲覧の請

求があったときは、これを閲覧に供されたいこと。

(5) 毎年5月20日までに、都道府県知事又は指定都市若しくは及び中核市の市長が所管する法人（都道府県知事が行う報告にあっては、管内に主たる事務所がある厚生大臣が所管する法人を含む）について、総数及び次の区分による法人数（毎年3月31日現在）を社会・援護局あて報告されたいこと。

ア 法人である社会福祉協議会の数（都道府県社会福祉協議会及び市区町村社会福祉協議会の内数を含む）

イ 社会福祉事業団の数

ウ 共同募金会の数

エ その他の法人の数

(6) 法人に関する申請書等の様式は、当該申請者等に別段の支障がない限り、別記第1の様式例によるよう指導すること。

(7) 所轄庁が厚生大臣である法人の設立認可等に対する都道府県知事の副中書は、別記第2の様式例により作成すること。

別記第2

社会福祉法人設立認可申請等副申書様式例

様式第1

社会福祉法人000設立認可申請副申書

1 総括的意見

（関係法令や関係通知に違反していないかどうか、資産や将来の経済的基盤が確実かどうか、脱税その他不正の目的で社会福祉法人を設立するものであるかどうか等を十分審査し、当該社会福祉法人を設立する意義があるかどうかを判断してこれを認可すべきかどうかについての意見（理由を含む。）を記載すること。）

2 定款について

（定款準則と相違する箇所の有無を記載し、相違する箇所があるときは、その条項及び内容並びにそれに対する適否の意見を記載すること。）

3 事業について

(1) 社会福祉事業

（法人の行う社会福祉事業の内容を列挙し、

各事業について、法令に基づく許認可を与える予定であるかどうか（当該許認可を要しない社会福祉事業にあっては、その事業が適当であるかどうか）、最低基準がある場合には、それに適合するかどうか及び事業計画、収支予算、財源等が適当であるかどうかについての意見を記載すること。

なお、当該事業の経営地が、他の都道府県又は指定都市若しくは中核市にあるため、当該事業に対する監督権限を有しないときは、当該地の都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長の意見を聴取のうえ、貴職の意見をまとめられたいこと。）

(2) 公益事業

（公益事業を行う場合に、その事業の内容を列挙し、各事業について、当該法人がそれを行うことが適当であるかどうか及び事業計画、収支予算、財源等に問題がないかどうかについての意見を記載すること。）

(3) 収益事業

（収益事業を行う場合に、その事業の内容を列挙し、各事業について、当該法人がそれを行うことが適当であるかどうか及び事業計画、収支予算、財源等に問題がないかどうかについての意見を記載すること。）

4 資産について

（社会福祉事業を行うのに必要な資産（特に不動産及び運転資金）を備えているかどうか、当該資産の所有権又は使用権が確実に当該社会福祉法人に帰属するかどうか、基本財産及び運用財産の区分が適当かどうか等についての意見を記載すること。

なお、負債がある場合には、その償還計画に不安がないかどうかについて特に厳重な審査を行い、それについての意見を記載すること。）

5 役員について

（社会的に問題になるような者が役員になっていないかどうか、名目的な役員がいるかどうか、役員構成よりみて、特定人の意思に左右されるおそれはないかどうか、既存の社会福祉法人との間に代表者の重複がある場合、異なる事業主

体を設立する必要性があるかどうか等についての意見を記載すること。

なお、議決機関たる評議員会を置く場合には、当該評議員についても役員の場合と同様の意見を付すること。）

6 その他

（当該法人に法第42条第2項の規定による財務諸表等を作成することができる事務能力があるかどうかについての意見を記載するとともに、貴職において参考になると考えるその他の事項があれば、それについて記載すること。）

様式第2

社会福祉法人 定款変更認可申請副申書

1 総括的意見

（関係法令や関係通知に違反していないかどうか等設立認可の場合に準じた審査を行い、当該定款の変更を認可すべきかどうかについての意見（理由を含む。）等を記載すること。）

2 定款について

（定款変更の内容に定款準則と相違する箇所があるかどうかを記載し、相違する箇所があるときは、その条項及び内容並びにそれに対する適否の意見を記載すること。）

3 定款に定める手続について

（定款に定める定款変更の手続を経ているかどうかを審査し、その結果を記載すること。）

4 新たに経営する事業について

（社会福祉事業、公益事業及び収益事業に区分し、それぞれ設立認可の場合に準じて記載すること。）

5 基本財産の編入について

（定款に新たに基本財産を編入する場合、当該財産が既に担保に供されているときは、基本財産編入前に不動産使用証明をなした理由、債務の額、担保提供先償還計画等を記載すること。）

6 その他

（貴職において参考になると考えるその他の事項があれば、それについて記載すること。）

様式第3

社会福祉法人 解散認可又は認定申請副申書

1 総括的意見

（法令等に違反していないかどうか等を審査し、当該認可又は認定をすべきかどうかについての意見（理由を含む。）等を記載すること。）

2 手続について

（当該申請が法令や定款に定める手続を経て行われているかどうかを審査し、その結果を記載すること。）

3 残余財産の帰属者について

（残余財産の帰属者が適当であるかどうかの意見を記載すること。）

4 その他

（貴職において参考になると考えるその他の事項があれば、それについて記載すること。）

様式第4

社会福祉法人 / / 合併認可
申請副申書

1 総括的意見

（関係法令や関係通知に違反していないかどうか、資産や将来の経済的基盤が確実かどうか等を十分審査して、当該合併の認可をすべきかどうかについての意見（理由を含む。）等を記載すること。）

2 定款について

（設立認可の場合と同様の事項を記載すること。）

3 手続について

（当該申請が法令や定款に定める手続を経て行われているかどうかを審査し、その結果を記載すること。）

4 資産について

(合併により資産状態が悪化しないかどうか、基本財産及び運用財産の区分が適当かどうか等についての意見を記載すること。)

なお、負債がある場合には、その償還計画に不安がないかどうかについて特に厳重な審査を行い、それについての意見を記載すること。)

5 役員について

(設立認可の場合と同様の事項を記載すること。)

6 その他

(貴職において参考になると考えられるその他の事項があれば、それについて記載すること。)

別紙2

社会福祉法人定款準則

社会福祉法人 福祉会定款

第1章 総則

(目的)

第1条 この社会福祉法人(以下「法人」という。)は、福祉サービスを必要とする者が、心身ともに健やかに育成され、又は社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられるとともに、その環境、年齢及び心身の状況に応じ、地域において必要な福祉サービスを総合的に提供されるように援助することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第1種社会福祉事業

抑 養護老人ホーム00園の設置経営

(口) 養護施設00学園の設置経営

(2) 第2種社会福祉事業

保育所00保育園の設置経営

(備考)

(1) 施設名に法律上の名称を用いるときは、単に「00母子寮の設置経営」等と記載すること。

(2) デイサービス事業及び短期入所事業については、「老人デイサービス事業(00園)」等と記載すること。

(3) 施設を必要としない事業の場合は、事業

の種別のみを列記すること。

(4) 社会福祉協議会にあっては、次の例にならって記載すること。

(目的)

第1条 この社会福祉法人(以下「法人」という。)は、福祉サービスを必要とする者が、心身ともに健やかに育成され、又は社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられるとともに、その環境、年齢及び心身の状況に応じ、地域において必要な福祉サービスを総合的に提供されるように援助することを目的として、00県(都道府、市区町村)における社会福祉事業の能率的運営と組織的活動を促進し、地域福祉の増進を図るため、次の事業を行う。

(1) 社会福祉を目的とする事業に関する調査及び研究

(2) 社会福祉を目的とする事業に関する総合的企画

(3) 社会福祉を目的とする事業に関する連絡、調整及び助成

(4) 社会福祉を目的とする事業に関する普及及び宣伝

(5) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施

(6) 社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

(7) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助

(8) 市町村社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整(都道府県社会福祉協議会に限る。)

(9) 地区社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整(指定都市社会福祉協議会に限る。)

(10) 共同募金事業への協力

(11) 00県福祉人材センターの業務の実施(都道府県社会福祉協議会に限る。)

(12) 福祉センターの設置経営

(13) 居宅介護等事業の受託

(14) その他本会の目的達成のため必要な事業

（名称）

第2条 この法人は、社会福祉法人〇〇福祉会という。

（事務所の所在地）

第3条 この法人の事務所を〇〇県〇〇市〇〇丁目〇〇番地に置く。

2 前項のほか、従たる事務所を〇〇県〇〇市〇〇丁目〇〇番地に置く。

第2章 役員及び職員

（役員の数）

第4条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 〇〇名

(2) 監事 〇〇名

2 理事のうち1名は、理事の互選により、理事長となる。

3 理事長のみが、この法人を代表する。

4 役員を選任に当たっては、各役員について、その親族その他特殊の関係がある者が、理事のうち〇名を超えて含まれてはならず、監事のうちにこれらの者が含まれてはならない。

（備考）

(1) 理事の定数は、6名以上とすること。

ただし、老人福祉及び障害福祉に係る入所施設を運営する法人であって、評議員会を設置しないものについては、10名以上とすること。

監事の定数は、2名以上とすること。

(2) 第4項の親族等の人数は、理事の定数に応じて次のとおりとすること。

理事定数	親族等の人数
6名～9名	1名
10名～12名	2名
13名～	3名

(3) 理事長又は理事に総裁、会長という名称を与えることは差し支えないこと。

(4) 常務理事を置くときは、理事長、常務理事及び平理事の職務権限を明確にすること。

(5) 役員報酬については、常勤役員に対する報酬や日当など勤務実態に即した報酬を支給することは差し支えないが、役員

の地位にあることのみをもって勤務実態にそぐわない報酬を支給してはならないこと。

（理事会）

第5条 この法人の業務の決定は、理事をもって組織する理事会によって行う。ただし、日常の軽易な業務は理事長が専決し、これを理事会に報告する。

2 理事会は、理事長がこれを招集する。

3 理事長は、理事総数の3分の1以上の理事又は監事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から一週間以内にこれを招集しなければならない。

4 理事会に議長を置き、議長はその都度選任する。

5 理事会は、理事総数の3分の2以上の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。

6 理事会の議事は、法令に特別の定めがある場合及びこの定款に別段の定めがある場合を除き、理事総数の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 理事会の決議について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

8 議長及び理事会において選任した理事2名は、理事会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。

（備考）

(1) 「日常の軽易な業務」の例としては、次のような業務がある。

① 「施設長の任免その他重要な人事」を除く職員の任免。

（注）理事長が専決できる人事の範囲については、法人としての判断により決定することが必要であるので、理事会が（評議員会が必置の法人においては評議員会の同意を得て）あらかじめ法人の定款細則等に規定しておくこと。

② 職員の日常の労務管理・福利厚生

に関すること。

債権の免除・効力の変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められるもの、その他やむを得ない特別の理由があると認められるもの。

ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。

(注) 当該処分について理事長個人が特別の利害関係を有する場合は、理事会において選任する他の理事が専決すること。

設備資金の借入に係る契約であって予算の範囲内のもの

(注) 当該契約について理事長個人が特別の利害関係を有する場合は、理事会において選任する他の理事が専決すること。

建設工事請負や物品納入等の契約のうち次のような軽微なもの。

ア 日常的に消費する給食材料、消耗品等の日々の購入

イ 施設設備の保守管理、物品の修理等

ウ 緊急を要する物品の購入等

(注1) 理事長が専決できる契約の金額及び範囲については、随意契約によることができる場合の基準も参酌しながら、法人の判断により決定することが必要であるので理事会が(評議員会が必置の法人においては評議員会の同意を得て)あらかじめ法人の定款細則等に規定しておくこと。

(注2) 当該契約について理事長個人が特別の利害関係を有する場合は、理事会において選任する他の理事が専決すること。

基本財産以外の固定資産の取得及び改良等のための支出並びにこれらの処分。

ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。

(注1) 理事長が専決できる取得等の範囲については、法人の判断により決定することが必要であるので、理事会が(評議員会が必置の法人においては評議員会の同意を得て)あらかじめ法人の定款細則等に規定しておくこと。

(注2) 当該取得等について理事長個人が特別の利害関係を有する場合は、理事会において選任する他の理事が専決すること。

損傷その他の理由により不要となった物品又は修理を加えても使用に耐えないと認められる物品の売却又は廃棄。

ただし、法人運営に重大な影響がある固定資産を除く。

(注1) 理事長が専決で処分できる固定資産等の範囲については、法人の判断により決定することが必要であるので、理事会が(評議員会が必置の法人においては評議員会の同意を得て)あらかじめ法人の定款細則等に規定しておくこと。

(注2) 当該売却等について理事長個人が特別の利害関係を有する場合は、理事会において選任する他の理事が専決すること。

予算上の予備費の支出
入所者・利用者の日常の処遇に関すること。

⑩ 入所者の預り金の日常の管理に関すること。

⑪ 寄付金の受入れに関する決定。
ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。

（注）寄付金の募集に関する事項は専決できないこと。

なお、これらの中には諸規程において定める契約担当者に委任されるものも含まれる。

(2) 理事会に出席できない理事が、その議決権を他の理事に委任することができる旨の規定を設けることは認められないこと。

(3) 理事会に出席できない理事について、書面による表決を認めるときは、第5項の次に次の1項を加えること。

6 前項の場合において、あらかじめ書面をもって、欠席の理由及び理事会に付議される事項についての意思を表示した者は、出席者とみなす。

(4) 議長の議決権については、第6項の規定により、可否同数のときの決定権として行使されることとなり、それより前に行使することは二重の投票権を有する結果にもなり、不都合な事態を招く。そのため、可否同数のときより前の議決はできないことに留意すること。

(5) 理事に建設請負業者や物品納入業者等が加わっている法人が建設工事請負や物品納入等の契約を行おうとする場合には、当該理事は特別の利害関係を有することとなるので、当該契約の入札価格の決定や業者選定等に係る議事の議決には加わることができないこと。

（理事長の職務の代理）

第6条 理事長に事故あるときは、理事長があらかじめ指名する他の理事が、順次に理事長の職務を代理する。

2 理事長個人と利益相反する行為となる事項及び双方代理となる事項については、理事会において選任する他の理事が理事長の職務を代理する。

（理事の選任等）

第7条 理事は、理事総数の3分の2以上の同意を得て、理事長が委嘱する。

（備考）

評議員会を設ける場合には、理事の選任も評議員会において行うこととすることが適当であること。

（監事の選任等）

第8条 監事は、理事会において選任する。

2 監事は、この法人の理事、評議員、職員及びこれらに類する他の職務を兼任することができない。

（備考）

評議員会を設ける場合には、監事の選任も評議員会において行うこととすることが適当であること。

（監事による監査）

第9条 監事は、理事の業務執行の状況及び法人の財産の状況を監査しなければならない。

2 監事は、毎年定期的に監査報告書を作成し、理事会及び〔所轄庁〕に報告するものとする。

3 監事は、前項に定めるほか、必要があると認めるときは、理事会に出席して意見を述べるものとする。

（備考）

評議員会を設ける場合には、評議員会に対しても監査結果を報告し、かつ意見を述べることとすることが適当であること。

（役員任期）

第10条 役員任期は2年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は再任されることができる。

3 理事長の任期は、理事として在任する期間とする。

（備考）

「役員は、その任期満了の後でも、後任者が選任されるまでは、なお、その職務を行う。」という規定を設けることは認められないこと。

（職員）

第11条 この法人に、職員若干名を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長（以下「施設長」という。）は、理事会の議決を経て、理事長が任免する。

3 施設長以外の職員は、理事長が任免する。

(備考1)

評議員会を設ける場合には、定款に次の章を加えること。

第〇章 評議員及び評議員会

(評議員会)

第〇条 評議員会は、〇〇名の評議員をもって組織する。

- 2 評議員会は、理事長が招集する。
- 3 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員又は監事から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。
- 4 評議員会に議長を置く。
- 5 議長は、その都度評議員の互選で定める。
- 6 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。
- 7 評議員会の議事は、評議員総数の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 8 評議員会の決議について、特別の利害関係を有する評議員は、その議事の議決に加わることができない。
- 9 議長及び評議員会において選任した評議員2名は、評議員会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。

(備考)

- (1) 評議員の定数は、理事定数の2倍を超える数とすること。
- (2) 議長の議決権については、第7項の規定により、可否同数のときの決定権として行使されることとなり、それより前に行使することは二重の投票権を有する結果にもなり、不都合な事態を招く。そのため、可否同数のときより前の議決はできないことに留意す

ること。

- (3) 評議員報酬については、日当など勤務実態に即した報酬を支給することは差し支えないが、評議員の地位にあることのみをもって勤務実態にそぐわない報酬を支給してはならないこと。

(評議員会の権限)

第〇条 評議員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 予算、決算、基本財産の処分、事業計画及び事業報告
 - (2) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
 - (3) 定款の変更
 - (4) 合併
 - (5) 解散（合併又は破産による解散を除く。以下この条において同じ。）
 - (6) 解散した場合における残余財産の帰属者の選定
 - (7) 寄附金品の募集に関する事項
 - (8) 施設長の任免その他の重要な人事
 - (9) 法人の運営に関する規則の制定及び変更
 - (10) 施設の運営に関する規則の制定及び変更
 - (11) その他、この法人の業務に関する重要事項で、理事会において必要と認める事項
- 2 理事会は、前項に掲げる事項を決定しようとするときは、あらかじめ評議員会の同意を得なければならない。

(備考)

社会福祉協議会等社団的な性格を有する法人にあっては、評議員会の議決する事項は理事会の議決を経た後、評議員会に付議するよう定款上位置付けても差し支えないこと。

(同前)

第〇条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の仕事執行の状況について、役員に対して意見を述べ若しくはその諮問に答え又は役員から報告を徴することができる。

(評議員の資格等)

第〇条 評議員は、社会福祉事業に関心を持ち、又は学識経験ある者で、この法人の趣旨に賛成して協力する者の中から理事会の同意を経て、理事長

がこれを委嘱する。

- 2 評議員の委嘱に当たっては、各評議員について、その親族その他特殊の関係がある者が〇名を超えて含まれてはならない。

（備考）

第2項の親族等の人数は、評議員の定数に応じて第4条の（備考）の(2)と同様とすること。

（評議員の任期）

第〇条 評議員の任期は2年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 評議員は、再任されることができる。

（備考2）

社会福祉協議会及び社団的な法人で会員制度を設ける社会福祉法人は、定款に次の章を加えること。

第〇章 会員

（会員）

第〇条 この法人に会員を置く。

- 2 会員は、この法人の目的に賛同し、目的達成のため必要な援助を行うものとする。

- 3 会員に関する規程は、別に定める。

第3章 資産及び会計

（資産の区分）

第12条 この法人の資産は、これを分けて基本財産と運用財産の2種とする。

- 2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 〇〇県〇〇市〇丁目〇〇番地所在の木造瓦葺平家建〇〇保育園園舎一棟（平方メートル）

(2) 〇〇県〇〇市〇丁目〇〇番地所在の〇〇保育園敷地（平方メートル）

- 3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

- 4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

（備考）

公益及び収益を目的とする事業を行う場合には、次のように記載すること。

（資産の区分）

第12条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産、公益事業用財産及び収益事業用財産（公益事業又は収益事業のいずれか一方を行う場合は、当該事業用財産のみを記載）の4種（公益事業又は収益事業のいずれか一方を行う場合は、3種）とする。

- 2 本文第2項に同じ。

3 運用財産は、基本財産、公益事業用財産及び収益事業用財産（公益事業又は収益事業のいずれか一方を行う場合は、当該事業用財産のみを記載）以外の財産とする。

4 公益事業用財産及び収益事業用財産（公益事業又は収益事業のいずれか一方を行う場合は、当該事業用財産のみを記載）は、第〇条に掲げる公益を目的とする事業及び第〇条に掲げる収益を目的とする事業（公益を目的とする事業又は収益を目的とする事業のいずれか一方を行う場合は、当該事業のみを記載）の用に供する財産とする。

- 5 本文第4項に同じ。

（基本財産の処分）

第13条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て、〔所轄庁〕の承認を得なければならない。ただし、社会福祉・医療事業団に対して基本財産を担保に供する場合には、〔所轄庁〕の承認は必要としない。

（資産の管理）

第14条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

（特別会計）

第15条 この法人は、特別会計を設けることができる。

（備考）

公益事業又は収益事業を行う場合には、必ず当該事業に関する会計は、事業ごとに

特別会計としなければならないこと。

(予算)

第16条 この法人の予算は、毎会計年度開始前に、理事長において編成し、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

(決算)

第17条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書は、毎会計年度終了後2月以内に理事長において作成し監事の監査を経てから、理事会の認定を得なければならない。

2 前項の認定を受けた事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書は、社会福祉法人〇〇福祉会の会報に掲載するものとする。

3 会計の決算上繰越金を生じたときは、次会計年度に繰り越すものとする。

ただし、必要な場合には、その全部又は一部を基本財産に編入することができる。

(備考)

自主的な開示の方法としては、会報への掲載のほか、新聞等への公告、法人事務所における閲覧等の方法によること。

(会計年度)

第18条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第18条の2 この法人の会計に関しては、法令及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(備考)

経理規程については、「社会福祉法人経理規程準則(昭和51年社施第25号)」に準拠して定めること。

(臨機の措置)

第19条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

(備考1)

公益事業を行う社会福祉法人は、定款に次の章を加えること。

第〇章 公益を目的とする事業

(種別)

第〇条 この法人は、社会福祉事業法第25

条の規定により、次の事業を行う。

(1) 〇〇の設置経営

(2) 〇〇の設置経営

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

(収益が出た場合の処分)

第〇条 前項の規定によって行う事業から収益が生じた場合は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業に充てるものとする。

(備考2)

収益事業を行う社会福祉法人は、定款に次の章を加えること。

第〇章 収益を目的とする事業

(種別)

第〇条 この法人は、社会福祉事業法第25条の規定により、次の事業を行う。

(1) 〇〇の設置経営

(2) 〇〇の設置経営

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

(備考)

事業種類は、事業の内容が理解できるよう具体的に記載すること。例えば単に物品販売業とせず〇〇書店の設置経営とすること。

(収益の処分)

第〇条 前条の規定によって行う事業から生じた収益は、この法人の行う社会福祉事業に充てるものとする。

(備考)

母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による資金の貸付けを受けて行う収益事業については本条は必要ないこと。

第4章 解散及び合併

(解散)

第20条 この法人は、社会福祉事業法第44条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由によ

り解散する。

（残余財産の帰属）

第21条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、理事総数の3分の2以上の同意によって社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

（合併）

第22条 合併しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て、〔所轄庁〕の認可を受けなければならない。

第5章 定款の変更

（定款の変更）

第23条 この定款を変更しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て、〔所轄庁〕の認可（社会福祉事業法第41条第1項に規定する厚生省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を〔所轄庁〕に届け出なければならない。

第6章 公告の方法その他

（公告の方法）

第24条 この法人の公告は、社会福祉法人〇〇福祉会の掲示場に掲示するとともに、〇〇新聞に掲載して行う。

（施行細則）

第25条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長

理 事

”

”

”

”

監 事

”

（注） 準則中の傍線の部分は、租税特別措置法第40条の特例を受けようとする場合における国税庁長官の審査事項である。